

1. 議事日程

〔令和7年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

令和7年12月8日
午前10時04分開会
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第64号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第67号 安芸高田市財産区管理会条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第68号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第69号 安芸高田市坂財産区基金条例
日程第7	議案第70号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
日程第8	議案第71号 財産の無償譲渡について
日程第9	議案第76号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第65号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第66号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第72号 安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
日程第13	議案第73号 安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第74号 安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第75号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第77号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）
日程第17	議案第78号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第79号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第80号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第81号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第82号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22	発議第5号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第23	議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益 田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久 美 子
5番	小 松 かすみ	6番	南 澤 克 彦
7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	金 行 哲 昭
15番	秋 田 雅 朝	16番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

5番 小 松 かすみ 6番 南 澤 克 彦

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	藤 本 悅 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
総 務 部 政 策 統 括 監 督 長	佐々木 満 朗	危 機 管 理 監 督 長	神 田 正 広
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 部 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	柳 川 知 昭	総 務 課 長	玉 井 郁 生
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長 高 藤 誠 事 務 局 次 長 國 岡 浩 祐
 総 務 係 長 日 野 貴 恵 主 事 波 多 野 奈 美

~~~~~○~~~~~

午前10時04分 開会

○石飛議長

定刻になりました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

高藤事務局長。

○高藤事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長及び教育長より本定例会に、説明員として出席委員する者の職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より、議会の委員による専決処分事項について、2件の報告がありました。

第3点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。

第4点、監査委員より令和7年8月分、9月分及び10月分の例月出納検査の報告がありました。

それぞれ写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○石飛議長

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○石飛議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、5番小松議員及び6番南澤議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○石飛議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長

おはようございます。令和7年第4回定例会の運営につきまして、11月10日及び11月28日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月23日までの16日間といたしました。議事の都合により、12月9日から11日、13日から14日、12月17日から22日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、議案19件、発議1件、議員派遣の件が1件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第64号、第67号から第71号、第76号の7件は、総務文教常任委員会へ、議案第72号から第75号までの4件は、産業厚生常任委員会へ、議案第77号から第82号までの6件は、予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することいたしました。議案第65号、第66号、発議5号の3件につきましては、委員会付託を省略することいたしました。

また、議員派遣の件については、議会改革特別委員会の意見公聴会に係る議員派遣について採決を行うこといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、14名からの通告でありましたので、通告順に12月12日を7名、12月15日を7名といたします。

以上で、報告を終わります。

○石 飛 議 長

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は16日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第3 | 議案第64号 | 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第67号 | 安芸高田市財産区管理会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第68号 | 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第69号 | 安芸高田市坂財産区基金条例 |
| 日程第7 | 議案第70号 | 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第71号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第9 | 議案第76号 | 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例 |

○石 飛 議 長

日程第3、議案第64号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件」から、日程第9、議案第76号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

おはようございます。先ほど会期については12月23日までの16日間ということで御決定をいただきました。どうかよろしくお願いいたします。それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

議案第64号については、2026年4月からの行政運営に向けて、組織及び事務分掌を見直すため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第67号から第69号は、安芸高田市坂財産区議会の廃止に伴い、財産区管理会への移行するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第70号は、指定管理者候補者の選定について地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第71号は、株式会社サンフレッヂ広島が安芸高田市で実施するアカデミー強化プランによる新たな寮を建設するための用地として、日南山丹比グラウンドを無償譲渡するものです。

次に、議案第76号は、林野火災の予防を目的とした火災予防条例の一部改正及び対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気、器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本案7件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査をすることにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第65号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第66号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第10、議案第65号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件、及び日程第11、議案第66号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

議案第65号及び第66号は、本年の人事院勧告に基づく民間給与との格差を是正等するために所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長

議案第65号と第66号の2議案につきましては、関連があることから、一括して要点の御説明をいたします。

議案第65号は、一般職及び任期付職員について、令和7年8月7日の人

事院勧告を踏まえ、民間給与と格差を是正するため給料表の引き上げと期末勤勉手当の支給月数の引き上げ、議案第66号は、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数の引き上げについて、所要の改正を行うものです。

説明資料の1ページをお開きください。

最初に、人事院の給与勧告制度の基本的な考え方です。

人事委員会を置かない本市は、人事院勧告等に基づき法制化される、国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的と考えております。

説明資料の3ページをお開きください。

令和7年の人事院勧告のポイントは、月例給を平均3.3%の引き上げ、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分の引き上げ、通勤手当を200円から7,100円までの幅で引き上げ、宿日直手当の引き上げの4点です。

3ページの中段に、月例給に関する本市の取扱い、影響額を記入記載しております。

また、3ページ下段から5ページにかけて、期末勤勉手当に関する本市の取扱い、影響額を記載しております。

5ページ中段から6ページにかけて、通勤手当に関する本市の取扱い、影響額を記載しております。

6ページに、宿日直手当に関する本市の取扱い、影響額を記載しております。

職員が宿日直業務としての勤務に従事しておりませんので、影響額はありませんが、国の改正に準じております。

議案書を御覧ください。

議案65号、安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてです。改正内容につきましては、新旧対照表により説明をいたします。

まず、当該改正条例は4条立てとなっております。

主な改正内容としては、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給料表を平均で3.3%引き上げ、期末勤勉手当について支給月数を年間0.05月引き上げ、期末勤勉手当の合計を年間4.65月とすることとし、通勤手当を200円から7,100円までの幅で引き上げ、宿日直手当を引き上げるもので、これらの改正措置を令和7年4月1日に遡及して適用するものです。

1ページを御覧ください。

第1条関係、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正のうち、令和7年4月1日に遡及して適用するものです。

2ページをお開きください。

通勤手当です。

14条第2項第2号の改正は、使用距離が片道10キロ以上の通勤手当について、使用距離に応じ200円から7,100円をプラスするものです。

3ページを御覧ください。

宿日直手当についてです。

第23条の改正は、勤務1回につき現行4,400円に300円プラスし4,700円に改め、退庁時から引き続いて行われる場合などの宿日直勤務は、現行6,600円に450円プラスし7,050円とするものです。

続いて、期末手当についてです。

第26条第2項の改正は、職員の令和7年12月期の期末手当を現行の支給割合に100分の2.5をプラスし100分の127.5に改め、既に支給されている6月期分の100分の125と合わせて、年間支給割合を100分の252.5とするものです。

同条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和7年12月期の期末手当を、現行の支給割合に100分の2.5をプラスし100分の72.5に改め、既に支給されている6月期分の100分の70と合わせて、年間支給割合を100分の142.5とするものです。

4ページをお開きください。

勤勉手当についてです。

第29条第2項第1号の改正は、職員の令和7年12月期の勤勉手当を、現行の支給割合に100分の2.5をプラスし100分の107.5に改め、既に支給されている6月期分の100分の105と合わせて、年間支給割合を100分の212.5とするものです。

同条第2項第2号の改正は、定年前再任用短時間職員の令和7年12月期の勤勉手当を、現行の支給割合に100分の2.5をプラスし100分の52.5に改め、既に支給されている6月期分の100分の50と合わせて年間支給割合を100分の102.5とするものです。

次に、給料表の改正ですが、4ページから8ページまでが行政職給料表、9ページから14ページ上段までが消防職給料表の給料月額を改定するものです。

14ページ下段からは、第2条関係です。

安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正のうち、令和8年4月以降に適用するものです。

まず、期末手当です。

第26条第2項の改正は、職員の令和8年度以降の期末手当を、年間支給割合の100分の252.5の2分の1に当たる100分の126.25に改めるものです。

同条第3項の改正は、定年前再任用短時間職員の令和8年度以降の期末手当を、年間支給割合の100分の142.5の2分の1に当たる100分の71.25に改めるものです。

15ページを御覧ください。

続いて、勤勉手当についてです。

第29条第2項第1号の改正は、職員の令和8年度以降の勤勉手当を、年間支給割合の100分の212.5の2分の1に当たる100分の106.25に改めるも

のです。

同条第2項第2号の改正は、定年前再任用短時間職員の令和8年度以降の勤勉手当を、100分の102.5の2分の1に当たる100分の51.25に改めるものです。

16ページをお開きください。

第3条関係、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正のうち、令和7年4月1日に遡及して適用するものです。

第7条の改正は、給料月額を改定するものです。

第8条第2項の改正は、任期付職員の令和7年12月期の期末手当を、現行の支給割合に100分の2.5をプラスし100分の97.5に改め、年間支給割合を100分の192.5とし、勤勉手当を現行の支給割合に100分の2.5をプラスし100分の90に改め、年間支給割合を100分の177.5とするものです。

17ページを御覧ください。

第4条関係、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正のうち、令和8年4月以降に適用するものです。

第8条第2項の改正は、任期付職員について、令和8年度以降の期末手当を年間支給割合の100分の192.5の2分の1に当たる100分の96.25に、勤勉手当を年間支給割合の100分の177.5の2分の1に当たる100分の88.75に改めるものです。

続いて、施行期日等についてです。

附則第1条において、施行期日は規則で定めることとしております。

18ページを御覧ください。

附則第1条第2項において、第1条及び第3条の適用日、附則第2条及び附則第3条において、改正前の条例につき支給された給与は、第1条及び第3条の規定による給与の内払いとみなすこと。附則第4条においては、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしています。

続きまして、議案第66号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のうち、令和7年4月1日に遡及して適用するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

まず、当該改正条例は2条立てとなっております。

改正内容は、特別職の職員の期末手当について、国家公務員の給与改定に準じて支給月数を年間で0.05月分引き上げるものです。

第1条関係は、1ページから2ページ中段にかけてです。

第4条は、令和7年12月期の期末手当を、現況の支給割合100分の230に引き上げ、100分の5をプラスし100分の235に改め、既に支給されている6月期分100分の230と合わせて、年間支給割合を100分の465とするものです。

第2条関係は、2ページ中段から3ページにかけてです。

安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例のうち、令和8年4月以降に適用するものです。

第4条は、令和8年度以降の期末手当を、年間支給割合の100分の465の2分の1に当たる100分の232.5に改めるものです。附則としまして、第1項において、施行期日は安芸高田市職員の給与に関する条例等に準ずるようになっています。第2項において、第1条の適用日、第3項において、改正前の条例に基づき支給された給与は、第1条の規定による給与の内扱いとみなすことを定めています。

説明は以上です。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

マイク調整のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、本案件2件に対する一括質疑に入ります。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

2番、佐々木議員。

○佐々木議員 説明資料の3ページなんですけども、議案番号が65号に当たります。

説明資料3ページの中段、影響範囲のところにあります適用時期なんですけども、令和7年4月1日から実施するとのことで、影響額が書いてあるんですけども、こちらはこの年度4月1日以降からこれまでの間で、途中で辞められた方っていうところが対象になるのか教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 4月1日からの遡及ということですので、それ以降に辞められた方も遡及対象となって支給の対象となります。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

お諮りします。

本案2件は、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより、本案2件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第65号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件

に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第65号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第66号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件に対する、討論の発言を許します。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

9番、山根議員。

○山 根 議 員

反対討論を行います。

議案第66号につき、反対の立場から討論をさせていただきます。

この議案は人事院勧告に基づき、常勤の特別職の期末手当などを引き上げるものであります。人事院勧告はストライキなどを行うことを制限されている一般職に対するものであり、適正な処遇を確保しようとするためのものですが、市の条例に定めたことにより常勤の特別職も対象となっています。一般職の給料が民間賃金などとの均衡を考慮して決定され、かつ昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価であると考えます。特別職の報酬及び給料は、一般職と同様、条例で定めなければならないとされていますが、これは給与の額を条例上明確にすることにより、当該給与について住民の負担への同意を得るためとのことです。自ら市長等の、物価高や光熱費の高騰により市民生活が大きく苦しめられている中、本当に市長自らの期末手当の引き上げを行うことに市民の理解は得られないと考え、議案第66号に反対をいたします。

○石 飛 議 長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

次に、本案に対する反対の討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第66号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与

及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第72号 安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

日程第13 議案第73号 安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第74号 安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第75号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第12、議案第72号「安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の件から日程第10号、議案第75号「安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第72号は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、国の基準に基づき本市における条例を制定するものです。

議案第73号は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準条例について、所要の改正を行うものです。

議案第74号は、火災予防条例の一部改正により、林野火災に関する注意報について規定されていることに伴い所要の改正を行うものです。

議案第75号は、下水道等加入促進対策として、下水道事業受益者負担金及び分担金について期間を定めて減額をするものです。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

本案4件につきましては、お手元の付託表のとおり産業厚生常任委員会に付託して審査をすることにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第16 議案第77号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）  
日程第17 議案第78号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第18 議案第79号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第19 議案第80号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第20 議案第81号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第21 議案第82号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

○石 飛 議 長　　日程第16、議案第77号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件から日程第21、議案第82号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　　議案第77号は、給与条例等の改正による人件費や、年度途中で必要となつた経費等の増額を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するほか、債務負担行為を補正するものです。

次に、第78号は、令和6年度交付金等の精算に伴う返還金や一般会計への繰出金等を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

以下同様に、79号は、保険料の精算に伴う負担金と剰余金の一般会計繰出金の増額を。第80号は、剰余金の積立金や国、県への返還金等の増額を。第81号は、剰余金の一般会計繰出金の増額を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。第82号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入及び支出について、それぞれ増額するものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○石 飛 議 長　　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○石 飛 議 長　　質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

本案6件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 発議第5号 安芸高田市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 石 飛 議 長　　日程第22、発議第5号「安芸高田市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
11番、大下議員。
- 大 下 議 員　　発議第5号　安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。
この条例改正は、令和7年の人事院勧告に基づき、執行部から提案がありました。一般職及び常勤の特別職における給与等一部改正の取扱いと同様、市議会議員の期末手当についても、条例の一部を改正するものです。
内容について説明いたします。
令和7年人事院勧告では、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ4.65月分とし、本年度においては12月期に期末手当で引き上げ、令和8年度以降においては、6月及び12月期の期末手当が均等になるよう配分することとするものでございます。
改正条文について御説明いたします。
議案書の1ページ、新旧対照表を御覧いただきたい。
第1条改正では、本年度において12月期の期末手当に適用するため、支給月数を改正するもので、右側改正前100分の230を、左側改正後100分の235に改めるものです。
2ページを御覧ください。
次に、第2条改正では、令和8年度以降の期末手当について適用するため、支給月数を改正するもので、右側改正前100分の235を左側改正後100分の232.5に改めるものです。
続いて、附則です。
第1項は、この条例の施行日を安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日からとするものですが、第2条改正において先ほど説明いたしましたように、令和8年4月1日から施行と規定をするものでございます。第2項は、第1条改正において、こちらもさきの説明のとおり、令和7年12月期の期末手当の取扱いについて、令和7年11月1日から適用とし規定するものです。第3項は、第1条改正の規定における期末手当の支給方法について規定するものです。
以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 石 飛 議 長　　以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 石 飛 議 長　　質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

9番、山根議員。

○山 根 議 員

発議第5号に反対の立場から討論いたします。

この議案は、人事院勧告に基づき、市議会議員の期末手当を引き上げるもので、自治体議員に対する期末手当は、地方自治法が議員の報酬について定めた1956年の法改正で取り入れられたものであり、国會議員に期末手当が支給されている状況を受け、あえて条例で規定するならばとしたことで認められたものです。選挙において当選し、限られた任期において市政に関わる議員が、一般職と同じ人事院勧告に準じて報酬を引き上げることに反対をいたします。つまりこのたびの報酬の増額を見送り、据え置くことが適当と考え、発議第5号に反対をいたします。

○石 飛 議 長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

賛成討論の発言なしと認めます。

次に、本案に反対する討論の発言を許します。

1番、益田議員。

○益 田 議 員

1番、益田一磨です。このたびの発議に反対の立場で討論いたします。

昨年も同じ内容をお話しましたが、選挙に出馬した際に候補者は現在の報酬水準承知の上で立候補していると考えております。もちろん人事院勧告自体は、一般職公務員の給与を民間水準に近づけるための重要な基準であります。その意義を否定するものではありませんが、その上でも最近でも自身で物価高、それから光熱費の上昇等に苦しむ市内の中小企業等のお声を幾つも聞かせていただいた中で、安易に一般職や市の特別職と合わせる形での報酬増には賛成できないのが正直なところです。

このたびの発議に反対の立場を取らせていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長

引き続き、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

以上で、討論を終結いたします。

これより、発議第5号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議員派遣の件について

○石 飛 議 長 日程第23、「議員派遣の件について」を議題といたします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおり決定いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月12日、午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員